

# 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部 新型インフルエンザ対策行動計画

平成 21 年 5 月 7 日策定

## 1. 行動計画の基本方針

新型インフルエンザによる健康被害を最小限に抑え、大学機能への新型インフルエンザの影響を可能な限り少なくするため、文部科学省「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づいて本計画を策定する。

## 2. 新型インフルエンザの定義

### (1) 法律で定められた新型インフルエンザの位置づけと扱い

感染症法における分類では指定感染症であり、学校保健安全法では第一種の感染症とみなされる。感染症法では検疫措置、入院措置等が規定され、学校保健安全法では治癒するまで出席停止である。

### (2) 新型インフルエンザの発生段階とその状態

WHO が提示したものを参考に、政府行動計画において決定された「発生段階と状態」は以下の通りである。

#### 発生段階と状態

##### (1) 前段階（未発生期）

新型インフルエンザが発生していない状態

##### (2) 第一段階（海外発生期）

海外で新型インフルエンザが発生した状態

##### (3) 第二段階（国内発生早期）

国内で新型インフルエンザが発生した状態

##### (4) 第三段階

国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態

感染拡大期：各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

まん延期：各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

回復期：各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態（各都道府県の判断）

##### (5) 第四段階（小康期）

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 3. 対策本部（新型インフルエンザ対応）

第一段階（海外発生期）に移行した場合、対策本部（新型インフルエンザ対応）を設置する。

- ①対策本部は、理事長を本部長とし、以下の者を本部員とする。  
大学にあつては、学長、学部長、大学院研究科長、事務局長  
短期大学部にあつては、学長、学長代行、事務局長
- ②対策本部に感染対策長を置き、健康管理センター長をもって充てる。
- ③対策本部に副感染対策長を置き、以下のものを持って充てる。  
大学にあつては、上記本部員以外の評議会構成メンバー  
短期大学部にあつては、上記本部員以外の運営会議構成メンバー  
その他本部長が指名するもの（健康管理センター看護師、事務局次長等）
- ④対策本部は、学生・教職員への健康被害防止もしくは健康被害を最小限に抑えらるとともに、大学の機能への影響を可能な限り少なくするため、適切な判断・対処を行う。
- ⑤新型インフルエンザの沈静化及び対処の終了をもって、対策本部を解散する。

### 4. 新型インフルエンザ情報の伝達・公表

#### （1）新型インフルエンザ情報の伝達体制の確立

- ①学生・教職員に迅速に伝達する必要がある情報には、N-COMPASS・電子メールにより直ちに発信する。また、同時に公表するものは、本学ホームページに掲載する。特に緊急性の高い臨時休校・休業、施設閉鎖及びそれらの解除などの重要情報は、非常連絡網・アドバイザーグループ単位での連絡網なども使用して通知する。非常勤講師への連絡は、教務課より電子メール・電話連絡等により行う。（N-COMPASSも閲覧可能だが、現時点では、情報伝達には利用されていない）
- ②その他、重要な事項に関する情報については、学科・部課ごとに学生・教職員に対して電子メール、電光掲示板、ポスター等により伝達する。
- ③学生の保護者に対する個別連絡は、学科・部課ごとに行う。
- ④公開講座、リカレントエデュケーション、科目履修生、研究生、一般外来者、工事業業者、施設借用者等への周知は、担当部課が行う。
- ⑤以上の伝達が円滑に行われるよう、学生の最新のメールアドレスの把握、保護者への連絡体制及び職員連絡網の整備を行う。

#### （2）健康管理センターの役割

- ①事務局と連携し、厚生労働省、文部科学省、外務省、新潟県及び県教育委員会の発する情報を常時収集・管理し、必要に応じてこれらの情報を学生・教職員等へ提供する。
- ②学生・教職員に患者が発生した場合は、教員は総務管理課・学生は教務(学生)課で状況を把握し、逐一健康管理センターに報告を行う。健康管理センターは、設置された対策本部に至急情報を提供する。

確認事項：学籍番号(学生)、氏名、発症月日、症状、療養場所、受診医療機関、連絡場所と方法

③健康管理センターの業務が円滑に行われるよう、各課においてあらかじめ新型インフルエンザ連絡体制を確立しておく。連絡方法は、原則として健康管理センター長と健康管理センター看護師への電子メールによる。

患者発生状況は、プライバシー保護に留意しつつ定期的に本学ホームページに掲載公表する。

(3) 外国人留学生、海外留学している学生への対応

①日本語の理解が不十分な留学生への重要事項の伝達は、予め日本語のわかる友人等のネットワークを確認・把握しておく。

②海外に留学している日本人学生については、所属する学科、教務（学生）課において、あらゆる手段で連絡を取れるようにしておく。

5. 教育研究活動の継続の可否に関する措置等

(1) 休校（休業）・閉鎖措置等

休校（休業）・閉鎖措置の実施・解除は、対策本部が諸行政機関からの指導や独自判断で行う。

★休校（休業）・閉鎖を想定し、検討しておくべき事項

①学生では公欠、教職員では公休に関する取り決め

②休校（休業）期間の必要職員及びその員数、交代勤務態勢、公共交通機関利用者のラッシュ時通勤の回避（時差出勤等）・公共交通機関の利用回避（在宅勤務）の可能性

③閉鎖に関する判断基準・出勤教職員

④休校（休業）・閉鎖解除の判断基準

⑤休校・閉鎖期間の授業補償に関する取り決めと授業の再開方法

⑥行事やカリキュラム等の編成・変更等

⑦一人暮らし学生への支援

⑧登学制限の場合の会議等の方法（電子メール・Moodleのチャット機能・N-COMPASSのWeb会議システム（公開可能な場合）の利用等）

【休校と閉鎖の定義】

休校：講義、実習・実験、研究、クラブ・サークル活動、ボランティア活動の停止

公開講座、リカレントエデュケーション、施設貸出、工事等の中止

学内の商業施設の閉鎖

図書館・臨床心理センター等付置機関の閉館

学内のライフラインはすべて正常機能を保つ

閉鎖：ほとんどの機能を停止した状態で、キャンパス内への出入りは原則禁止。キャンパスを管理する必要最小限の職員が入構できる。

## 6. 段階別の対応

### (1) 前段階（未発生期）

学生・教職員が、新型インフルエンザに対して正しい知識を持つ段階

対策マニュアル(学生便覧記載)の内容を確認、理解する段階

健康管理センターを中心として、新型インフルエンザに関する情報収集、対策マニュアルの検討・策定・周知、関連用品の備蓄計画の策定及び実施等を行う。

### (2) 第一段階（海外発生期）

対策本部を設置し、情報の周知を行うとともに、第二段階への移行に備え、必要な対応事項を検討する。

健康管理センターの新型インフルエンザ対応業務（学生の検温、体調聴取、追跡調査等）に支援が必要な場合は、看護学科（認定看護師センターを含む）の医療系有資格教員（助手を含む）を充てる。

◇具体的な情報発信・対応内容

#### ①情報発信

- ・海外での発生状況
- ・海外での新型インフルエンザの症状、感染ルート
- ・手洗い、うがい、マスクの有効性 等

#### ②「新型インフルエンザ感染拡大防止のための対応」実施

#### ③健康管理センターへの支援準備(看護学科)

#### ④発熱者の入構制限（公開講座、リカレントエデュケーション、科目履修生、研究生、一般外来者、工事業者等へも周知）

#### ⑤患者発生国または疑いのある国への海外渡航の自粛・再検討要請(経由地も含む)・帰国時の一時自宅待機要請

#### ⑥学生・教職員の海外渡航情報の健康管理センターへの集約(非常勤教職員も含む)

#### ⑦留学している学生への帰国要請検討～実施

#### ⑧入学試験等の延期等に関する検討。

### (3) 第二段階（国内発生早期）

主に臨時休校・閉鎖措置の実行について検討する。

◇具体的な情報発信・対応内容

#### ①情報発信

- ・国内での発生状況
- ・国内での新型インフルエンザの症状、感染ルート

#### ②休校・閉鎖準備の開始

#### ③一人暮らし学生への支援準備

#### ④教職員の特別勤務体制の検討・準備

#### ⑤海外渡航の自粛要請

#### ⑥入学試験等の延期等準備、

#### ⑦課外活動・対外試合等、学会等集会への参加自粛要請

(4) 第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）

臨時休校（休業）の実施

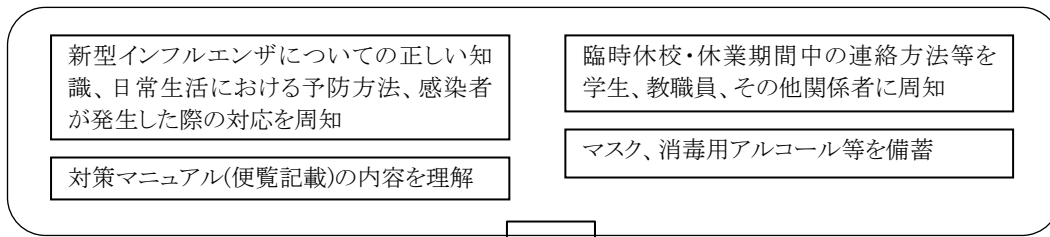
◇具体的な情報発信・対応内容

- ①第三段階への移行および臨時休校・閉鎖の周知
- ②学生への帰省（帰国）奨励
- ③一人暮らしの学生への支援実施
- ④教職員の特別勤務態勢実施（状況による）
  - ・交代勤務
  - ・継続の必要な研究活動等と認められた活動以外の活動自粛、関係者以外の登学・出勤の自粛～禁止。
- ⑤手洗い、うがい、マスクの励行の指導徹底
- ⑥健康状態に異変がある学生・教職員への指導徹底
- ⑦海外渡航の禁止
- ⑧入学試験延期、課外活動・対外試合・学会等集会の禁止、公開講座等の延期
- ⑦学生・教職員の新型インフルエンザ患者発生状況の把握、HPでの公表
- ⑧保護者、マスコミなどへの対応（担当部署の決定）
- ⑨流言・誤情報への対処

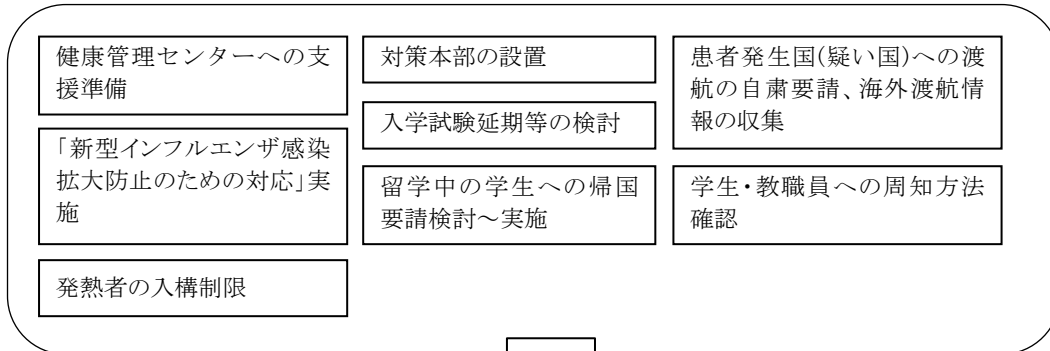
(5) 第四段階（小康期）

第二波の流行に注意しつつ、主に臨時休校（休業）・施設閉鎖等の解除の検討をする。  
再び流行の兆しが認められた場合は、第二段階・第三段階の対応を行う。

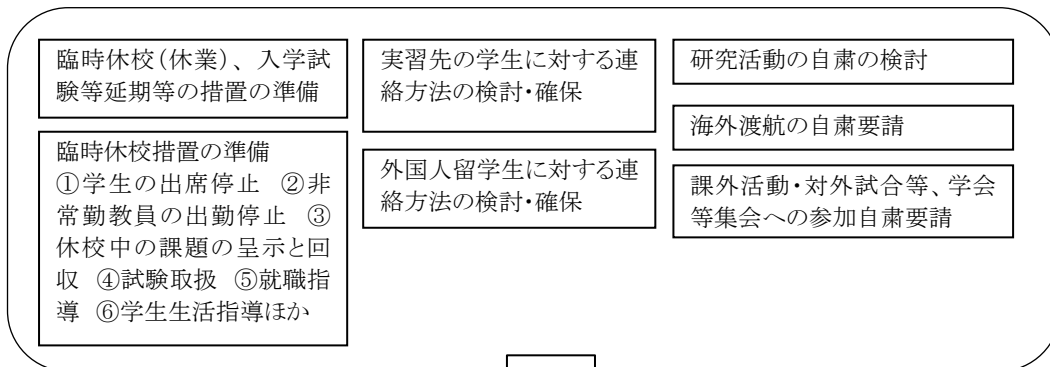
前段階



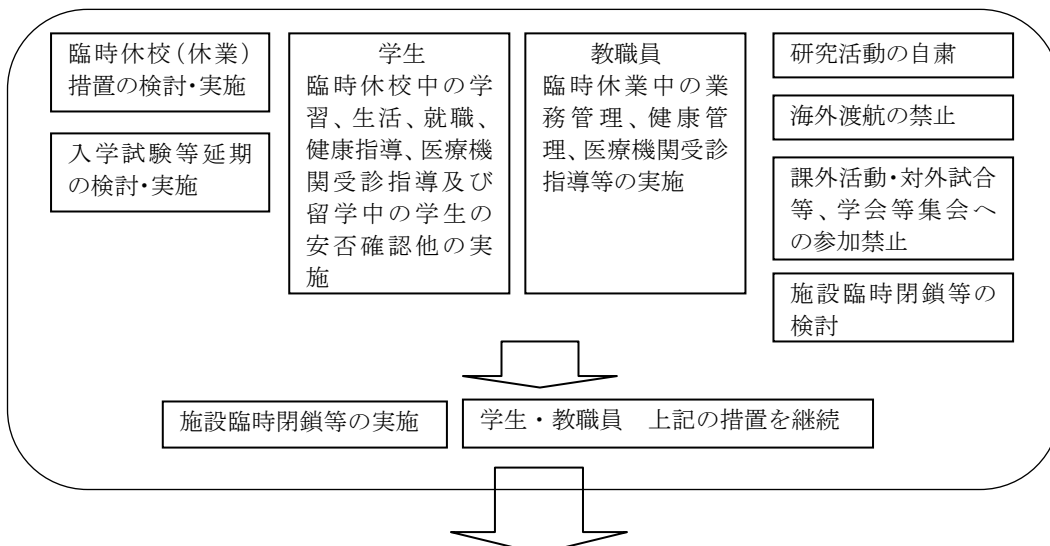
第一段階 (海外発生期)



第二段階(国内発生早期)



第三段階 (感染拡大期/まん延期/回復期)



第四段階(小康期)

